

堺市一般廃棄物処理基本計画の改定 骨子

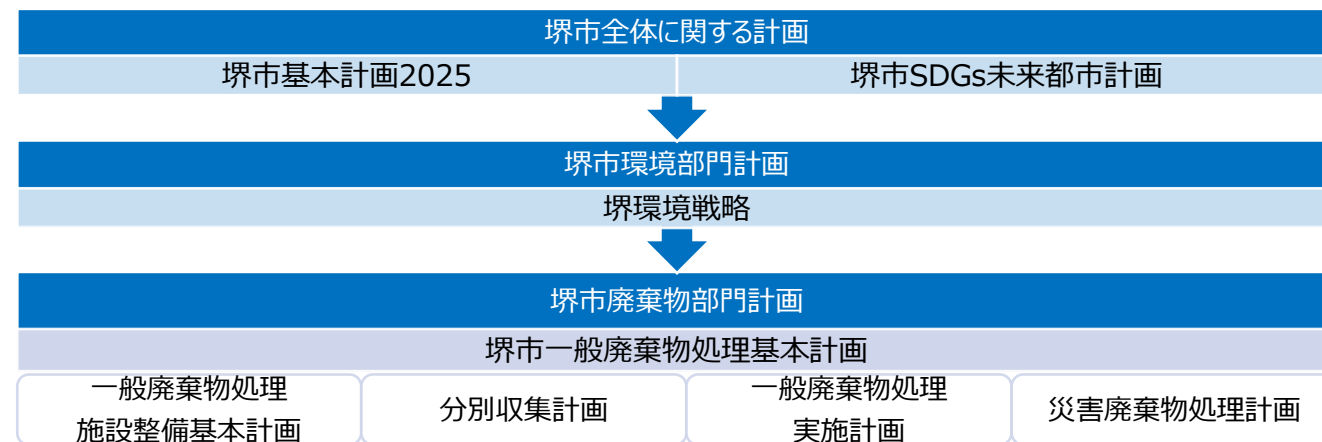
1. 計画の概要

(1) 計画改定の背景・目的

- 本市では、2021（令和 3）年 3 月に改定した堺市一般廃棄物処理基本計画に基づき、4R の推進と循環型都市の構築に努めてきた。
 - 4R 運動の推進による市民意識の向上や、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行、第五次循環型社会形成推進基本計画の策定、社会情勢の変化等、廃棄物を取り巻く環境が大きく変化している。
 - 本市の現計画目標である「①清掃工場搬入量」「② 1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量」「③ 1 日あたり事業系ごみ排出量」「④分別まちがい率」「⑤最終処分量」のうち、分別まちがい率以外について、2023（令和 5）年度の実績値が 2025（令和 7）年度の間接年度目標又は 2030（令和 12）年度の計画目標を前倒しで達成している。
- ⇒ **このような社会状況や環境の変化等に対応し、一般廃棄物の更なる減量化・リサイクルの促進、効率的な収集・運搬、安全・安心で安定的な処理体制の構築を図るため、計画を改定する。**

(2) 計画の位置付け・計画期間

- **位置付け**
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第 6 条第 1 項の規定に基づく法定計画であり、本市が長期的な視点に立ってごみの排出抑制及びその発生から最終処分に至るまでの、適正な処理を進めるための基本的な方向性を定めるもの。
- **計画期間**
2026（令和 8）年度から 2035（令和 17）年度までの 10 年間（2030（令和 12）年度が中間年度）
- **関連計画**



(3) 現計画の計画目標と達成状況（参考）

	2023 (令和 5)		2025 (令和 7)	2030 (令和 12)
	実績	達成状況	中間目標	最終目標
清掃工場搬入量	22.7 万 t	中間目標達成	24.1 万 t	22.0 万 t 以下
1 人 1 日あたり家庭系ごみ排出量	590 g	中間目標達成	628 g	580 g 以下
1 日あたり事業系ごみ排出量	201 t	最終目標達成	222 t	213 t 以下
分別まちがい率	28.9%	現在未達成	22.7%	20.8%以下
最終処分量	1.8 万 t	最終目標達成	2.2 万 t	2.0 万 t 以下

2. 廃棄物処理を取り巻く状況

(1) 国の動向

- 2022（令和 4）年 4 月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、製品の設計から廃棄物の処理までに関わる全ての主体におけるプラスチックの資源循環の取組（3R+Renewable）を促進している。
- 2024（令和 6）年 8 月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、循環経済への移行が循環型社会を形成するための国家戦略として位置付けられた。

(2) 社会状況の変化

- 新型コロナウイルスをきっかけとした生活様式の変化
- 4R 運動推進による市民意識の向上
- デジタル化に伴う紙媒体の減少、企業努力による素材の軽量化
- 消費者物価指数の上昇による家庭消費の変化

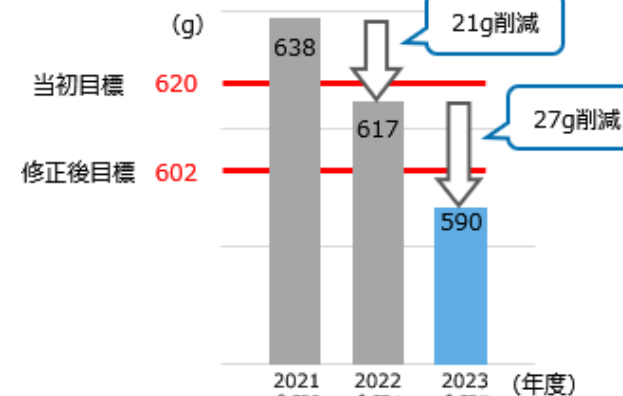
(3) 本市の状況

- **堺・ごみ減量 4R 大作戦**（2022（令和 4）年 7 月～2024（令和 6）年 3 月）
市民、事業者、本市が一体となってごみ減量に取り組むプロジェクトを実施し、大幅にごみ排出量が減少する結果となった。プロジェクト終了後も減少傾向が続いていることから、市民・事業者への 4R 浸透につながったと考えられる。

【1人1日あたり家庭系ごみ排出量】

2023（令和5）年度実績 590g

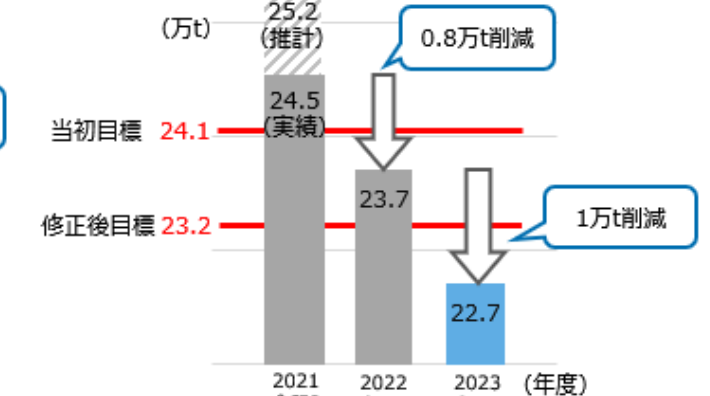
→2021（令和3）年度比 48g 削減



【清掃工場搬入量】

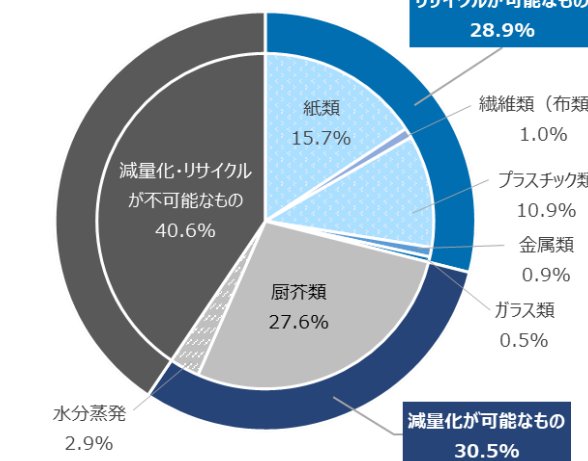
2023（令和5）年度実績 22.7万t

→2021（令和3）年度比 1.8万t 削減

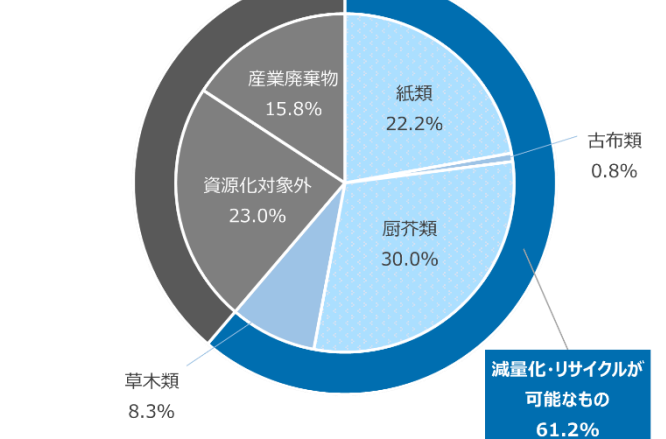


- **各種ごみ組成調査の結果**（グラフ内の数値は、端数処理の関係により合計が合わない場合がある。）

【生活ごみ】（2023（令和 5）年度）



【事業系ごみ】（2019（令和元）年度） ※2024（令和 6）年度調査は集計中



3. 主な課題

- **食品ロスをはじめとする家庭系生ごみの削減**について、一定の取組効果が出ているが、国の基本方針等を踏まえ、更なる削減を進めることで、家庭系ごみ全体の削減につなげる必要がある。
- 国際的な取組となっている**プラスチック資源循環の促進**のため、高い割合となっているペットボトルの残渣率低減や未対応の製品プラスチックの行政回収・リサイクルの導入等が必要である。
- 集団回収等により**家庭系古紙の回収、リサイクル**を実施しているが、生活ごみに含まれるリサイクル可能な紙類の割合は増加している。古紙類の民間回収拠点を増やすなど、リサイクルにつながる排出環境の整備が必要である。
- 今後本市で増加すると考えられる**高齢者や外国人市民にも分かりやすい情報提供**が必要である。
- 安定的な処理体制維持のため、老朽化が進む**東工場第二工場及びリサイクルプラザの更新・整備**が必要である。
- 激甚災害及び近年多発している台風や大雨による浸水等の**災害に備えた安定的な処理体制の構築**が必要である。

4. 基本理念と基本方針、計画目標

(1) 基本理念

ともにつくる環境負荷の少ない「循環型都市・堺」
～ウェルビーイングの実現をめざして～

市民や事業者、行政が連携や協働し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会様式から持続可能な形で資源を効率的かつ循環的に有効利用することで「循環型都市・堺」を形成し、ごみの減量化やリサイクルを通して、「ウェルビーイング」の実現を図ります。

(2) 基本方針

基本方針1 4Rの更なる推進

リフューズやリデュースの取組を継続し、循環型社会の実現に重要なリユースやリサイクルにも集中的に取り組めます。

基本方針2 ごみに関わる多様な主体の連携・協働

市民や事業者、行政等、ごみに関わる多様な主体による連携や協働を進めます。

基本方針3 環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築

安全・安心で環境にも配慮した、安定的な収集や処理を実施します。大規模災害時におけるがれき等災害廃棄物の迅速かつ適正な処理も見据えて処理体制の構築を図ります。

(3) 計画目標及び指標

○ 計画目標

清掃工場搬入量

1人1日あたり
家庭系ごみ排出量

1日あたり
事業系ごみ排出量

最終処分量

○ 参考指標

現計画の取組指標などは参考指標として位置付け、課題の把握や施策の検討に活用する。

生活ごみに占めるリサイクル可能なものの割合（現・分別まちがい率）

生活ごみに占めるリサイクル可能な「その他の古紙（雑がみ）」の割合

生ごみに占める「手付かず食品」の割合

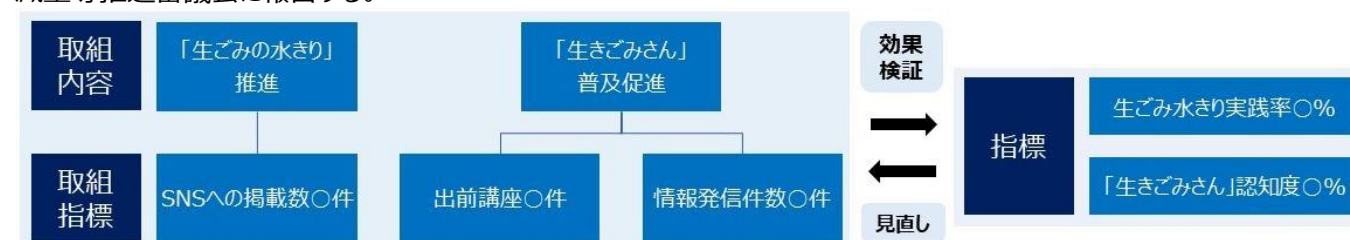
家庭系リサイクル率

リサイクル率【事業系一般廃棄物減量等計画書の報告値を含む・含まない】

事業系一般廃棄物減量等計画書のごみ排出量に占める再資源化量の割合

(4) 進捗管理

個別施策ごとに指標を設定し、取組の効果や指標の適正性を検証することにより、進捗管理を行う。進捗状況は、廃棄物減量等推進審議会に報告する。



※上図は「食品ロスをはじめとする家庭系生ごみの削減」に対する指標設定を一例として示したもの。

5. 基本方針と取組の方向性（主な施策）

基本方針 1 4Rの更なる推進

基本施策① ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信の強化

- ・ 家庭系ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信の強化
- ・ 事業系ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信の強化

基本施策② リフューズ（ごみとなるものを断る）・リデュース（ごみを減量する）の促進

- ・ 食品ロスをはじめとする家庭系生ごみの削減
- ・ 使い捨てプラスチックの削減

基本施策③ リユース（くり返し使う）・リサイクル（再資源化）の促進

- ・ リユースの促進（1）自主的なリユース行動の促進
（2）粗大ごみリユース事業の推進
- ・ 家庭系古紙類の回収強化（1）集団回収の更なる促進
（2）集団回収以外の古紙リサイクルルートの確保
- ・ ごみと資源の分別徹底
- ・ 事業系古紙のリサイクルルートの確保
- ・ 新たなリサイクル手法の検討
- ・ プラスチック資源循環の更なる促進（1）ペットボトル水平リサイクルの促進
（2）製品プラスチックの行政回収・リサイクルルートの確保

基本方針 2 ごみに関わる多様な主体の連携・協働

基本施策① 市民・行政によるごみ減量化・リサイクル行動の促進

- ・ 環境教育や環境学習の推進

基本施策② 市民・事業者による自主的なごみ減量化・リサイクル行動の促進

- ・ 事業系一般廃棄物のリサイクル体制の整備
- ・ 事業系食品廃棄物の削減
- ・ 地域美化の推進

基本方針 3 環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築

基本施策① 効率的かつ適切な収集運搬体制の構築

- ・ ごみ分別収集運搬体制の見直し

基本施策② ごみの適正排出の推進

- ・ ごみの排出方法の周知や指導の徹底（1）家庭系ごみ排出方法の周知徹底
（2）事業系ごみ排出方法の周知徹底
（3）事業用大規模建築物所有者に対する適正排出指導
- ・ 高齢者や外国人市民等への対応
- ・ 家庭ごみ有料化の検討
- ・ ごみ処理手数料の改定の検討

基本施策③ 安全・安心で安定的なごみ処理体制の構築

- ・ 中間処理施設整備の推進
- ・ 廃棄物発電等の熱エネルギーの有効利用
- ・ 焼却施設等の適正な維持管理
- ・ 災害に備えた処理体制の構築
- ・ 最終処分場の確保